福島県双葉郡富岡町小浜二百九十三―三	山林	
福島県双葉郡富岡町大字下郡山字真壁百四十五―十九	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚五十七―七	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚三百六十	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚五百二十二―二	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚五百二十三―一	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚五百二十四	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚五百八十四	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚五百八十四―一	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚五百九十―十五	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚五百九十―二十	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚八百二十―十	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚八百二十五―十一	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚八百二十五―十二	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水前二百六―四	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水前二百八―四	畑	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水前二百九十一	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水前二百九十―二十七	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水前二百九十―三十五	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前二十一―一	宅地等	
福島県双葉郡富岡町字夜の森南四丁目二十二	宅地等	

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
一　宅地等	イ　屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 ロ　外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 ハ　軒どい　堆積物の除去及び拭き取り ニ　竪どい　高圧水洗浄 ホ　庭等の土壌　除草、堆積物の除去又は表土の除去及び被覆 ヘ　庭木等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ト　芝地　除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え チ　砂利又は砕石　除草又は除去及び被覆 リ　庭等の舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
二　道路	イ　土壌　除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆 ロ　砂利又は砕石　除草又は除去及び被覆 ハ　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り ニ　ガードレール　拭き取り
三　田	除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
四　畑	イ　果樹等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ロ　果樹等の樹木以外　除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
五　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
六　原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
七　墓地	除草、堆積物の除去、砂利若しくは砕石の除去及び被覆又は墓石の拭き取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一―二十五　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十七年四月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○東北地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百四号	八戸市大字八幡字林崎三番一から同市大字八幡字館ノ下一一番四まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月三十一日午前八時三十分